

免許状氏名の旧姓・通称名併記について

埼玉県教職員採用課総務・免許担当

免許状に記載される氏名は、戸籍上の氏名（外国籍の場合は在留カード、特別永住者証明書に記載された氏名）ですが、旧姓や通称名を免許状に併記することができます。併記できるのは、戸籍抄本や住民票など公的な証明書で確認できる旧姓・通称名に限られます。免許状への記載方法は、戸籍（又は在留カード等）上の氏名に続けてかっこ書きとなります。

1 旧姓・通称名の併記を希望する場合の授与願等の記入方法

申請者自身が記入する申請書類（様式第1、2、5、9、16）の氏名欄は、戸籍（又は在留カード等）と同一の氏名を記入してください。

旧姓・通称名の併記を希望する場合のみ、授与願・申請書（様式第1、5、9、16）下部の余白に、希望する氏名とそのふりがなを記入してください。

記入例) 旧姓による氏名「折原 靜六（おりはら せいろく）」の併記を希望します。

2 旧姓・通称名の併記を希望する場合の提出書類

旧姓の併記を希望する場合で、戸籍抄本に「従前戸籍」などとして、希望する旧姓が記載されている場合は、追加の提出書類は不要です。

併記を希望する旧姓が戸籍抄本に記載されていない場合は、その姓であった当時の本籍地から除籍謄本を取得して、提出してください。除籍謄本で希望する旧姓が確認できれば、免許状への併記が可能です。

通称名の併記を希望する場合は、住民票を提出してください。住民票で通称名が確認できる場合に限り、免許状等に併記できます。

証明書類の記載内容によっては、旧姓・通称名を記載できない場合や、追加で書類の提出をお願いする場合があります。